

第3章 計画の基本的な考え方



I 基本理念

「自殺総合対策大綱」の基本理念を本計画の基本理念とし、全庁横断的な体制の下、関係機関等との連携を図り、前計画に引き続き以下の基本理念を掲げます。

誰も自殺に追い込まれることのない 伊予市の実現

自殺総合対策大綱

第1 自殺総合対策の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回った。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になった。このように非常事態はまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 基本認識

本市における基本認識については、国の「自殺総合対策大綱」に準じ、下記のとおりとします。

自殺総合対策大綱

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

本市では、関係機関等と連携を図り、前計画からの取組内容を確認するとともに、自殺対策の視点を加えることが可能な新たな事業の洗い出しを行い、総合的に施策を展開し推進していきます。

自殺総合対策大綱

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている>

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となった。しかし、それでも非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ない。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回った。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となった。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

② 本市における自殺死亡率は減少傾向にあるが、自殺者がいる状況は続いている

本市の自殺者の属性としては、男性では50歳代と80歳以上、女性では20歳代と50歳代が多く国の傾向とは若干異なりますが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、自殺の原因となる問題は複雑化・多様化している状況に鑑み、一人でも多くの人を救済できるよう関係機関等との連携を図り、各種取組を推進していきます。

自殺総合対策大綱

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第4条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人（以下「指定調査研究等法人」という。）において、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしている。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

③ 本市の地域性に応じた実践的な取組をPDCAサイクル[Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)]を通じて推進する

本市では、前計画から引き続き、本市の特性に応じた施策を設定するとともに、策定後は施策のPDCAサイクルを通じた評価を行うことで、自殺対策を常に進化させながら推進していきます。

3 基本理念の実現に向けた指標

本市の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」に向けて、アンケート調査から取り出す【評価目標】と、市の取組から取り出す【実施目標】を設定します。

評価目標

《生きる意欲を向上させる》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① 心と体の健康状態が良い人の割合	23.0%	増やす
② 自殺を考えたことがある人の割合	19.0%	減らす

《自殺対策に関する取組を広く周知する》

項目	現状値 (R5年度)	目標値	
① 悩みごとや心配ごとについて相談できる窓口を どれも知らない人の割合	28.4%	減らす	
② 自殺対策に関する啓発物を見聞き したことがない人の割合	15.6%	減らす	
③ 自殺対策計画の認知度・知名度	13.2%	上げる	
④ ゲートキーパーの認知度・知名度	16.3%	上げる	
⑤ 孤独を感じる児童・生徒の割合	小5	29.2%	減らす
	中2・高2	29.3%	

実施目標

《地域におけるネットワークの強化》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① 伊予市自殺対策計画策定審議会の開催回数	年1回	年1回以上
② 伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議の開催回数	年1回 (R6年度より)	年1回以上

《自殺対策を支える人材育成と意識啓発》

項目	現状値 (R5年度)	目標値	
① 市職員のゲートキーパー養成講座受講率	86.0% (R6年9月時点)	100%	
② 自殺対策に関する研修会等の開催回数	年1回	年1回以上	
③ 周知機会の設定回数	自殺対策計画	4回	増やす
	ゲートキーパー	6回	
④ 相談窓口に関するチラシの配布箇所	72か所	増やす	

《生きることの促進要因への支援》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① こころの健康相談の機会の設定回数	年12回	維持
② 市長申立ての成年後見制度利用件数	なし	1件以上

《子どもや子育て家庭への支援》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① SOSに関する教育について外部講師による講演会を開催する市内小中学校数	1校	1校以上
② 子どもの居場所事業の利用者数	152人 (延べ)	増やす
③ 妊娠期や産後うつ病等のスクリーニングの実施回数	妊娠期1回 出産後2回	維持

《高齢者への支援》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① 介護予防教室の参加者数	2,058人 (延べ)	増やす
② 老人クラブ数	52クラブ	維持

《生活困窮者への支援》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① 生活困窮者自立支援事業の新規相談を受け、困窮者支援を行った件数	48件	増やす

《勤務問題の解消に向けた支援》

項目	現状値 (R5年度)	目標値
① 市職員向けメンタルヘルス等研修実施回数	年1回	年1回以上
② 働く人に向けた長時間労働やメンタルヘルスに関する記事の広報紙への掲載	なし	掲載→増加
③ 商工会議所・商工会に登録している中小企業に対するメンタルヘルスに関する情報の発信	なし	発信→増加

4 施策体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない 伊予市の実現

基本認識

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ②本市における自殺死亡率は減少傾向にあるが、自殺者がいる状況は続いている
- ③本市の地域性に応じた実践的な取組をP D C Aサイクル〔Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）〕を通じて推進する

重点施策		施策の方向性	頁
1	地域におけるネットワークの強化	①自殺対策について検討する場の設置 ②体制づくりと連携強化	43
2	自殺対策を支える 人材育成と意識啓発	①人材育成 ②意識啓発	47
3	生きることの促進要因への支援	①心身の健康づくり ②生きづらさを抱えている人への支援	49
4	子どもや子育て家庭への支援	①子どもや若者への支援 ②女性や子育て家庭への支援	52
5	高齢者への支援	①認知症・介護予防に向けた支援 ②高齢者の社会活動と安全確保に向けた支援	56
6	生活困窮者への支援	①生活困窮者の早期発見と相談対応	59
7	勤務問題の解消に向けた支援	①勤務問題の解消に向けた支援	61

第4章 施策の展開



1 地域におけるネットワークの強化

【方向性】

「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すためには、国、地方公共団体、関係機関、企業、市民等が有機的に連携・協働して自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、ネットワークを強化することが重要です。

本市では、これまでも関係機関等による「伊予市自殺対策計画策定審議会」と新たに設置した庁内関係課による「伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議」を開催し、相互の連携と協働を図りながら、地域全体で自殺対策を推進しました。

本計画でも、同審議会及び同庁内検討会議を生かして、市全体での更なるネットワークの強化を図ります。



【取組内容】

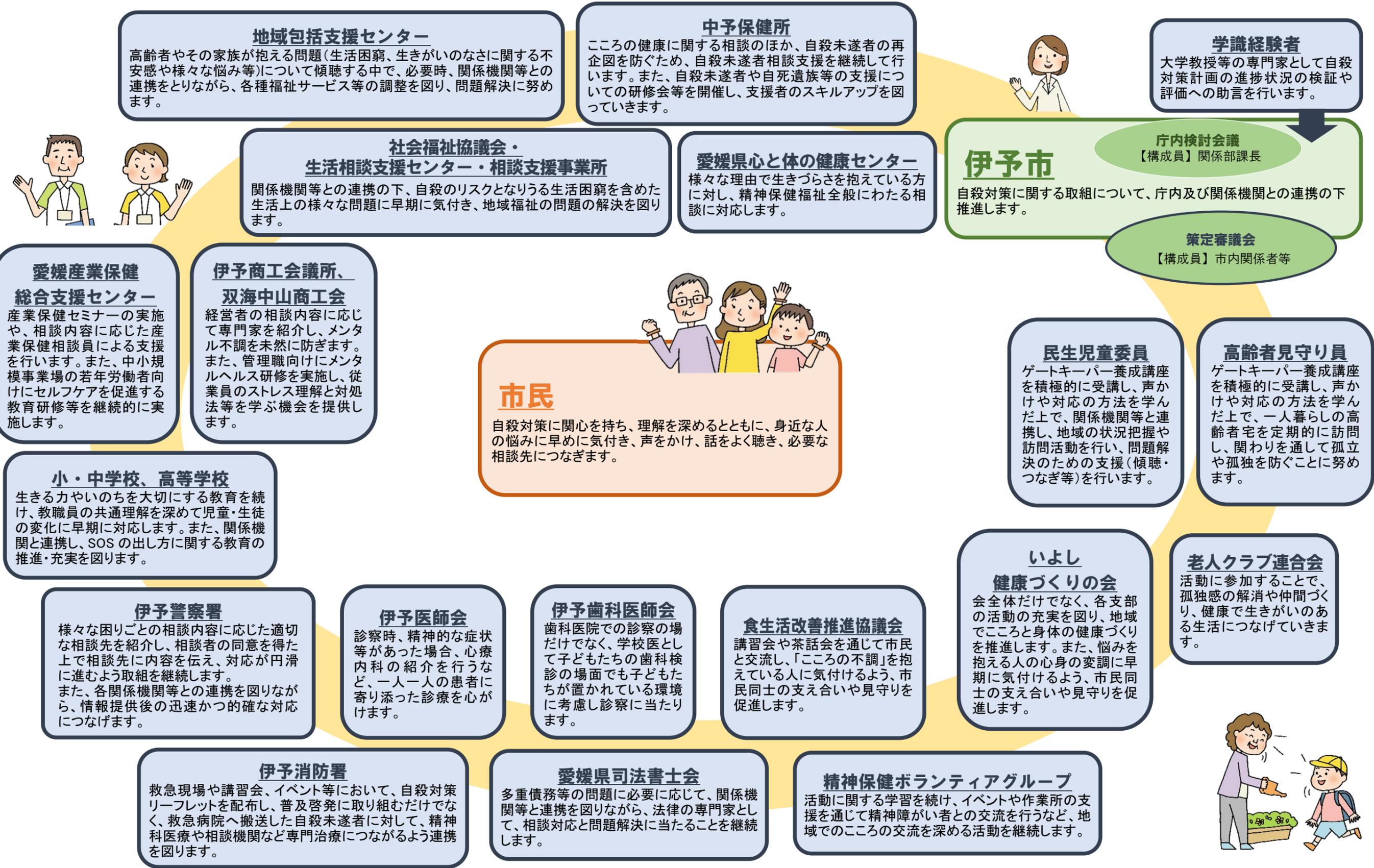
①自殺対策について検討する場の設置

取組	内容	担当課
伊予市自殺対策計画策定審議会	関係機関等で構成し、各機関の取組状況の報告、連携強化、各種施策の進捗及び検証など地域全体での取組を協議する場として毎年度開催します。	健康増進課
伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議	庁内における関係課で構成し、各取組の進捗報告や連携強化、目標数値の検証・改善など市における総合的な対策を検討する場として毎年度開催します。	健康増進課

②体制づくりと連携強化

取組	対象	内容	担当課
市全体でのいのちを守るための連携体制強化	市民	行政・関係機関・市民それぞれが、地域で暮らす人々が抱える課題に耳を傾け、状況把握や共有及び見守り活動を主体的に行い、一人でも多くのいのちを守るための市全体での連携体制を強化します。	全課
包括的な相談支援体制の充実	市民	伊予市包括的支援体制構築事業において、庁内及び関係機関等との連携により、自殺のリスクを抱えた人の生きることへの包括的な相談支援を行います。	福祉課 子育て支援課 長寿介護課 市民課 健康増進課
住民自治活動の推進	市民	住民が自主的かつ主体的に自治活動を展開することで、地域コミュニティの醸成に努め、住民相互の支え合い・助け合いの促進、地域住民の孤立防止につなげます。	地域創生課

【市全体でいのちを守るための連携体制イメージ】



地域包括支援センター
 高齢者やその家族が抱える問題(生活困窮、生きがいのなさに関する不安感や様々な悩み等)について傾聴する中で、必要時、関係機関等との連携をとりながら、各種福祉サービス等の調整を図り、問題解決に努めます。

中予保健所
 こころの健康に関する相談のほか、自殺未遂者の再企図を防ぐため、自殺未遂者相談支援を継続して行います。また、自殺未遂者や自死遺族等の支援についての研修会等を開催し、支援者のスキルアップを図っていきます。

学識経験者
 大学教授等の専門家として自殺対策計画の進捗状況の検証や評価への助言を行います。

伊予市
 自殺対策に関する取組について、庁内及び関係機関との連携の下推進します。

庁内検討会議
 【構成員】関係部課長

策定審議会
 【構成員】市内関係者等

社会福祉協議会・生活相談支援センター・相談支援事業所
 関係機関等との連携の下、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、地域福祉の問題の解決を図ります。

愛媛県心と体の健康センター
 様々な理由で生きづらさを抱えている方に対し、精神保健福祉全般にわたる相談に対応します。



愛媛産業保健総合支援センター
 産業保健セミナーの実施や、相談内容に応じた産業保健相談員による支援を行います。また、中小規模事業場の若年労働者向けにセルフケアを促進する教育研修等を継続的に実施します。

伊予商工会議所、双海中山商工会
 経営者の相談内容に応じて専門家を紹介し、メンタル不調を未然に防ぎます。また、管理職向けにメンタルヘルス研修を実施し、従業員のストレス理解と対処法等を学ぶ機会を提供します。

市民
 自殺対策に関心を持ち、理解を深めるとともに、身近な人の悩みに早めに気づき、声をかけ、話をよく聴き、必要な相談先につなぎます。



民生児童委員
 ゲートキーパー養成講座を積極的に受講し、声かけや対応の方法を学んだ上で、関係機関等と連携し、地域の状況把握や訪問活動を行い、問題解決のための支援(傾聴・つなぎ等)を行います。

高齢者見守り員
 ゲートキーパー養成講座を積極的に受講し、声かけや対応の方法を学んだ上で、一人暮らしの高齢者宅を定期的に訪問し、関わりを通して孤立や孤独を防ぐことに努めます。

小・中学校、高等学校
 生きる力やいのちを大切に教育を続け、教職員の共通理解を深めて児童・生徒の変化に早期に対応します。また、関係機関と連携し、SOSの出し方に関する教育の推進・充実を図ります。

伊予警察署
 様々な困りごとの相談内容に応じた適切な相談先を紹介し、相談者の同意を得た上で相談先に内容を伝え、対応が円滑に進むよう取組を継続します。また、各関係機関等との連携を図りながら、情報提供後の迅速かつ的確な対応につなげます。

伊予医師会
 診察時、精神的な症状等があった場合、心療内科の紹介を行うなど、一人一人の患者に寄り添った診療を心がけます。

伊予歯科医師会
 歯科医院での診察の場だけでなく、学校医として子どもたちの歯科検診の場面でも子どもたちが置かれている環境に考慮し診察に当たります。

食生活改善推進協議会
 講習会や茶話会を通じて市民と交流し、「こころの不調」を抱えている人に気付けるよう、市民同士の支え合いや見守りを促進します。

いよし健康づくりの会
 会全体だけでなく、各支部の活動の充実を図り、地域でこころと身体の健康づくりを推進します。また、悩みを抱える人の心身の変調に早期に気付けるよう、市民同士の支え合いや見守りを促進します。

老人クラブ連合会
 活動に参加することで、孤独感の解消や仲間づくり、健康で生きがいのある生活につなげていきます。

伊予消防署
 救急現場や講習会、イベント等において、自殺対策リーフレットを配布し、普及啓発に取り組むだけでなく、救急病院へ搬送した自殺未遂者に対して、精神科医療や相談機関など専門治療につながるよう連携を図ります。

愛媛県司法書士会
 多重債務等の問題に応じた、関係機関等と連携を図りながら、法律の専門家として、相談対応と問題解決に当たることを継続します。

精神保健ボランティアグループ
 活動に関する学習を続け、イベントや作業所の支援を通じて精神障がい者との交流を行うなど、地域でのこころの交流を深める活動を継続します。



2

自殺対策を支える人材育成と意識啓発

【方向性】

自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るためには、様々な問題を抱えた人に対しての「気付き」が重要です。

生活上の困難に気付き、寄り添うとともに、適切な支援へつなげることができる人を増やすことが大切です。

本市では、これまでもゲートキーパー養成講座の実施、自殺対策に関する研修会や啓発活動を行ってきましたが、特に研修会は、いよし健康づくりの会や食生活改善推進協議会、老人クラブをはじめ幅広く周知を行った結果、多くの方に参加していただき、参加者からは高い評価を得ることができました。

本計画においても、引き続きゲートキーパー養成講座や研修会の実施、幅広い周知・啓発を行い、様々な場面で自殺のサインに気付くことのできる人材育成と一人一人の意識啓発を行います。

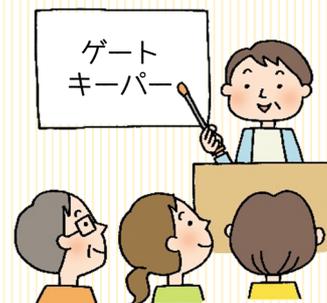


ゲートキーパーをご存知ですか？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声をかけてあげられる人のことで、「いのちの門番」とも位置付けられています。誰でもゲートキーパーになることができます。ゲートキーパーは「変化に気付く」「じっくり耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されます。

本市では、市職員だけでなく、議員、消防職員、民生児童委員、高齢者見守り員等を対象に「ゲートキーパー養成講座」を行っています。また、市民向けにも開催しています。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。

市民向けのゲートキーパー養成講座を開催する場合は、広報紙や市ホームページ等で周知しています。簡単な講座ですので、お気軽に受講してください。



大切な人のこころの健康を守るために
ゲートキーパーとしてできることから始めてみませんか？

【取組内容】

①人材育成

取組	対象	内容	担当課
ゲートキーパー 養成講座（庁内）	市職員	市職員がゲートキーパーの役割を担い、様々な悩みを抱えている人の早期発見と適切な相談窓口につなげることを目的に講座を開催します。全市職員の受講に向けた実施場所や実施方法を検討します。	総務課 健康増進課
ゲートキーパー 養成講座（地域）	民生児童 委員 高齢者 見守り員	民生児童委員、高齢者見守り員がゲートキーパーの役割を担い、それぞれの立場で様々な悩みを抱えている人の早期発見と適切な相談窓口につなげることを目的に講座を開催します。	福祉課 長寿介護課 健康増進課
	市民	一人でも多くの市民がゲートキーパーの役割を理解し、まわりの人に対して、ゲートキーパーの役割を担えるよう、講座を開催します。	
自殺対策に関する 研修会等	市民 関係機関	自殺対策への理解と関心を高めるため、市民や関係機関等を対象に研修会を開催します。	健康増進課

②意識啓発

取組	対象	内容	担当課
自殺対策に関する 周知・啓発	市民 関係機関	市民への自殺に関する正しい知識の普及や自殺対策の取組を効果的に周知・啓発するため、相談窓口一覧や自殺対策計画等について、広報紙・ホームページへの掲載、チラシ配布等を行います。特に、自殺予防週間や自殺対策強化月間等に合わせて周知を強化します。また、チラシについては、各課や関係機関等を通じて配布することに加え、各課が実施する事業とタイアップするなど、広く周知・啓発することに努めます。	健康増進課 （全課）
差別のない明るい 社会の推進	市民	人権・同和教育研修会を積極的に開催し、相手の人権を守ることが相手のいのちを守るという考え方を広げます。	学校教育課 社会教育課

3 生きることの促進要因への支援

【方向性】

普段の暮らしの中で抱える様々な悩みや不安は、「生きることの阻害要因」として捉えられます。この「生きることの阻害要因」を減らし、前向きに元気に暮らしていくための「生きることの促進要因」を増やす包括的な取組が重要です。

本市では、これまでも心身の健康づくりに向けた相談対応や生きづらさを抱える様々な人への支援を行ってきました。

本計画においても、心身ともに健康になるための機会の提供を進めるほか、こころに深い傷を負ってしまった人に寄り添い、「生きることの促進要因」を提供するための支援を行います。



こころの健康相談

本市では、市民のこころの健康を支えるために、「こころの健康相談」を実施しています。この相談窓口は、精神的な不安やストレス、悩みをお持ちの方に対して、専門の相談員が親身に対応し、適切なサポートを提供することを目的としています。

あなた自身やご家族のことで、こんな悩みを抱えていませんか？

- 「悩みがあるけれど、身近な人には知られたくないし、心配もかけたくない」
- 「自分がダメな人間だと落ち込んでしまう日が増えた」
- 「朝起きられず、学校や会社に行くのがしんどい」
- 「家事や育児をする気力が湧かない」
- 「夜がなかなか寝付けない。朝早く目が覚めてしまい、毎日が億劫」 等

今抱えている「しんどいこと」を一人で悩まず、
「こころの健康相談」を利用してください。

毎月1回、予約制で精神保健福祉士や精神科医師が相談を担当します。

相談時間は一人につき1時間程度で、秘密は必ず守ります。

開催日については、市ホームページをご覧ください。 



【取組内容】

①心身の健康づくり

取組	対象	内容	担当課
こころの健康相談	市民	こころの悩みを抱えた市民に対し、精神保健福祉士や精神科医師等の専門家による相談の機会を提供し、不安の軽減を図り、適切な支援先につなげます。	健康増進課
健康相談	市民	生活習慣病、がんといった健康問題の背景にうつ病等の精神疾患が隠れている場合があることを踏まえて、保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談を実施し、相談内容に応じて不安の軽減を図り、適切な支援先につなげます。	健康増進課
文化・スポーツ活動の推進	市民	生涯にわたって文化活動・スポーツ活動に親しむことのできる環境を提供することで、明るく活力に満ちた生きがいのある生活を実現させます。	社会教育課

②生きづらさを抱えている人への支援

取組	対象	内容	担当課
自殺未遂者への支援	市民 (自殺未遂者とその家族)	中予地域自殺未遂者相談支援事業、愛媛県中予地域自殺対策検討連絡会等を通じ、関係機関と連携を図り、本人、家族に適切な医療、相談支援体制を県等と協力し構築することに努めます。	健康増進課
自死遺族等への支援	市民 (自死遺族)	自死により身近な人を失った経験をされた遺族への個別支援に向け、県や消防、警察等と連携協力し、相談支援体制の構築を図ることに努めます。	健康増進課
民生児童委員との連携	市民	民生児童委員との連携により、悩みを抱えている人の早期発見と、福祉まるごと相談窓口 ^{※5} につなげるなどケースに応じた支援・対応を行います。	福祉課

⁵ 福祉まるごと相談窓口…世帯全体の複合的・複雑化した相談に対し、様々な関係機関と連携しながら一緒に考え取り組む相談窓口。

取 組	対 象	内 容	担当課
ひきこもり支援	市民	関係機関で構築されるネットワークを通じて、支援を必要とする人の社会参加に向けた相談や就労定着等の支援を行います。	福祉課 子育て支援課 健康増進課
成年後見制度利用 支援事業	市民	認知症、知的障がい又は精神障がいのため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、かつ、身寄りがない人への相談の際に、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら成年後見制度の利用に向け、支援を行います。	福祉課 長寿介護課
デイケア事業 (精神障がい者社会 復帰促進対策事業)	市民 (精神障がい者)	外出して人と接することや、日常生活の訓練を通して社会参加していくため、松前町と合同でデイケア事業を実施し、社会生活上のストレスと上手に付き合いながら生活できるよう支援を行うとともに、必要な人が事業を利用できるよう努めます。	健康増進課
精神障がい者 家族懇談会	市民 (精神障がい 者の家族)	家族が抱える悩みの分かち合いや、精神疾患と障がいの理解促進のため、松前町と合同で精神障がい者家族懇談会を実施し、家族の悩みの軽減に努めます。	健康増進課
障がい者への 虐待対応	市民 (障がい者と その家族)	虐待への対応を糸口に、当事者や家族への支援を行うことで、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら、適切な支援先につなげます。	福祉課

4 子どもや子育て家庭への支援

【方向性】

我が国における若年層の死因は、自殺が最も多くなっています。

若者が将来に対する希望を断念してしまうことのないよう、信頼できる大人が周囲にいる環境を整えることが必要不可欠です。

また、近年は女性の自殺も増加傾向にあり、家庭問題や経済問題の板挟みによって心身ともに疲弊することがないようきめ細かな支援を行う必要があります。

本市では、これまでも児童生徒のSOSの出し方に関する教育として、自分自身を大切にすることやストレスとの付き合い方についての学びの機会の設定、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等を行ってきました。

また、子育て家庭への生活支援や訪問事業も実施し、出産・育児に関する不安を解消するための取組も行ってきました。

本計画では、引き続き学校を中心とした子どもや若者を見守り支える体制の構築と、子育て家庭が普段の暮らしの中で抱え込んでしまう不安や負担を解消するための支援を実施し、市民が将来に希望を持てる地域づくりを行います。



【取組内容】

①子どもや若者への支援

取組	対象	内容	担当課
SOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒 保護者 教職員	道徳、学級活動等において、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めにSOSの声を上げられるよう具体的かつ実践的な教育を行います。 学校教育の長期休業明けに、児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、保護者、関係機関等と連携しながら相談窓口の周知を図り、早期発見・見守り等に取り組みます。	学校教育課 健康増進課
スクールカウンセラー等の巡回	児童生徒 保護者	各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員の派遣を行い、児童生徒の見守りや相談体制の充実を図ります。	学校教育課
いじめ対策	児童生徒	いじめの兆候をいち早く察知し、迅速な対応を行うことで、児童生徒が安心して通学できる環境を整えます。 インターネットやSNSなどデジタル上でのいじめにも対応するため、情報モラル教育の充実を図るとともに、1人1台のタブレット端末を活用し、いじめに関するアンケートや教育相談等を行い、児童生徒から相談しやすい環境を整備します。	学校教育課
教育支援教室事業の推進	児童生徒	不登校児童生徒の背景にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら自立と学校生活の復帰を支援します。	学校教育課 (こども家庭センター)
子どもの居場所事業	児童生徒	家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの支援を包括的に提供します。	子育て支援課 (こども家庭センター)

②女性や子育て家庭への支援

取組	対象	内容	担当課
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊産婦等	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、様々な困りごとに応じて、関係機関と連携を図りながら、産前・産後事業 ⁶ 等の必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	健康増進課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	0歳から18歳までの子どもとその保護者	2023(令和5)年度から「子ども総合センター」を「こども家庭センター」に名称変更しました。 全ての子どもに関する様々な問題に対応するため、家族を含めた包括的な相談・支援を実施し、自殺に関するリスク低減に努めるとともに、具体的な相談案件に関して関係機関と連携し、適切な対応を行います。	子育て支援課 (こども家庭センター)
妊娠期・産後うつ病等のスクリーニング	妊産婦	妊産婦を対象にうつ病等のスクリーニングを実施し、産後うつ病や不安の強い妊産婦の早期発見、早期治療に努め、必要な支援につなげます。	健康増進課
乳幼児健診・相談・家庭訪問	乳幼児とその保護者	子どもの健全な育成を推進するため、乳幼児健診を実施します。また、専門職による各種相談(育児・栄養・母乳・歯科)の実施や家庭訪問を行い、不安の解消、虐待の早期発見・予防に努めます。	健康増進課

⁶ 産前・産後事業…子育て世帯訪問支援事業や産後ケア事業、アウトリーチの導入や委託施設の拡充を行う事業。

取 組	対 象	内 容	担当課
子育て支援拠点事業	子育て家庭	孤立を防ぐため、保護者同士が交流、情報交換できる環境を充実し、育児不安の軽減、解消に努めます。また、関係機関等と連携し、支援が必要な保護者を発見し、早期対応を行います。	子育て支援課
子育て相談支援事業	0歳から18歳までの子どもとその保護者	子どもに関わる様々な問題について、保健・福祉・教育等の分野から総合的・専門的な相談・支援を行います。子育て、虐待・DV、ヤングケアラー、子どもの発達、不登校、問題行動等の相談に対応し、支援します。	子育て支援課 (こども家庭センター)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0歳から18歳までの子どもとその保護者	保護者が病気、事故、災害等の家庭の事情や社会的な理由により緊急一時的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	子育て支援課 (こども家庭センター)
ひとり親家庭等の生活支援 (児童扶養手当等)	ひとり親家庭	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、生きる支援に関する情報提供を継続して進めます。また、相談窓口一覧の情報を必要に応じて配布し、困りごとに応じて関係機関等と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	子育て支援課
児童虐待対応業務	子育て家庭	虐待への対応を系口に、児童や保護者の支援を行うことで、背後にある様々な問題を察知し、要保護児童対策地域協議会と連携を図り、適切な支援につなげます。	子育て支援課
配偶者暴力(DV)等対策事業	市民	配偶者等からの暴力の相談に応じ、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携して安全の確保を図り、適切な支援先へとつなげます。	子育て支援課

5 高齢者への支援

【方向性】

高齢者は、パートナーとの離別や生きがいの喪失、身体機能の低下など他の世代と比較してうつ傾向になるリスクが高い層です。そのため、介護予防や生きがいづくりを通じて、心身ともに健康に過ごすための支援が必要です。

本市における高齢化率は、2024（令和6）年1月1日現在34.9%で、年々増加傾向となっています。また、2018（平成30）年～2022（令和4）年における80歳以上の自殺死亡率は、男女とも国や県を上回っている状況です。

本計画では、市が構築する地域包括ケアシステムと連動しながら、認知症や介護予防に向けた支援、生きがいづくり・居場所づくり等の孤立しないための支援を行い、全ての高齢者が最期まで自分らしく暮らすことのできる地域づくりを行います。



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者やそのご家族が抱える様々な相談に対して、総合的かつ専門的な支援を行っています。

主なサポート内容

総合相談支援

高齢者の生活全般に関する相談を受け付けています。介護や福祉、医療、生活支援に関する悩みや疑問をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

要支援・要介護認定の申請支援

介護サービスを利用するための要支援・要介護認定手続きについてのサポートを行います。必要書類の準備や申請方法についての説明を行います。

介護予防教室の開催

健康寿命を延ばすための介護予防教室やイベントを定期的で開催しており、地域の高齢者同士が交流を深める場にもなっています。

ケアマネージャーとの連携

専門のケアマネージャーが配置されており、個々のニーズに応じたサービスを組み合わせたケアプラン作成をサポートします。

伊予市地域包括支援センター

電話:089-909-6260 FAX:089-909-6261

事務所所在地:伊予市米湊 1212 番地 5



【取組内容】

①認知症・介護予防に向けた支援

取組	対象	内容	担当課
地域包括支援センター 運営事業	市民 (高齢者)	地域包括支援センターが中核となり、高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い人の情報等を把握し、必要とされる各種福祉サービス及び支援について、関係機関との調整や共有、連携を図ります。	長寿介護課
一般介護予防事業	市民 (高齢者)	介護予防教室を開催し、高齢者の孤立を防ぐとともに、参加者には自殺対策の啓発を行い、うつ病等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	長寿介護課
介護予防・生活支援 サービス事業	市民 (高齢者)	要支援者等に対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスの提供を行う際に、自殺対策の啓発を行い、要支援者等の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	長寿介護課
認知症に関連する事業	市民 (高齢者)	認知症についての正しい知識の普及啓発のため、認知症フォーラムや認知症セミナーを開催します。また、認知症サポーター養成講座の開催に合わせ、自殺対策の啓発を行います。さらに、認知症初期集中支援推進事業等において、うつ病等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	長寿介護課

取組	対象	内容	担当課
介護保険料納付相談	市民 (高齢者)	介護保険料の納付に関する相談を糸口に、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先につなげます。	長寿介護課
施設入所者等の利用者負担軽減 (介護保険負担限度)	市民 (高齢者)	低所得者の施設利用が困難とならないよう、申請により住居費、食費の利用者負担の軽減を図りながら、その背後にある様々な問題を察知し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	長寿介護課

②高齢者の社会活動と安全確保に向けた支援

取組	対象	内容	担当課
老人クラブ活動育成事業	老人クラブ	地域を基盤とする自主的な組織である老人クラブに参加することで、身近な仲間づくりの輪が広がり、高齢者の孤立を防ぎます。また、参加者には、自殺対策の啓発を行い、支援が必要な高齢者の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	長寿介護課
シルバー人材センター事業	市民 (高齢者)	就労による社会参加を促すことで、経済面及び精神面での向上を目指すとともに、高齢者の社会的喪失感や孤独感の解消を図ります。	長寿介護課
高齢者見守り員事業	市民 (高齢者)	高齢者見守り員が定期的に訪問し、安否確認を行うことにより、孤独感の解消を図ります。	長寿介護課
高齢者配食サービス	市民 (高齢者)	高齢者配食サービスを通じて一人暮らし高齢者等に声をかけ、安否確認をしつつ、孤独、孤立の防止を図ります。	長寿介護課
緊急通報体制整備事業	市民 (高齢者)	一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急連絡の手段を確保するとともに、孤独感の解消を図ります。	長寿介護課
高齢者虐待対応業務	市民 (高齢者)	虐待への対応を糸口に、背後にある様々な問題を察知し、関係機関との緊密な連携をとりながら高齢者等の安全の確保を図り、適切な支援先につなげます。	長寿介護課

6 生活困窮者への支援

【方向性】

生活困窮者は、その背景として障がいや多重責務、雇用問題、依存症等の多様かつ広範な生活課題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向がみられます。

本市では、これまでも社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業や相談事業において個別対応を行ってきました。

また、生活困窮者自立支援制度における任意事業（就労準備支援事業及び家計改善支援事業）も開始し、支援の幅を広げました。

本計画でも、近年、複雑化・多様化している様々な課題を抱える人が自殺に至らないよう、引き続きケースに応じた細やかな対応を行います。



伊予市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）とは、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間団体です。

社協は、多くの関係機関・団体・施設や住民の参加のもと、地域福祉の問題の解決を図り、地域に暮らす誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指しています。

伊予市社会福祉協議会キャラクター
「あいみん。」



伊予市社協は、高齢者や障がいの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）等の福祉サービス、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がいの人が気軽に集まれるサロン活動や見守り活動、また、ボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談や活動先の紹介など地域の福祉活動の拠点としての役割を担っています。

そして、地域にある多くの社会資源やネットワークを大切に、地域で暮らす多くの方々と協働しながら、市民の力となれるよう努めています。

わたしたちの活動を、ぜひ覗いてみてください。



【取組内容】

①生活困窮者の早期発見と相談対応

取組	対象	内容	担当課
各種納付相談	市民	各種税金や保険料の支払等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、消費者トラブルをはじめ、困難な状況に置かれたりしている人の背景にある様々な問題を察知するとともに、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。	税務課 福祉課 子育て支援課 長寿介護課 市民課 商工観光課 都市整備課 上下水道課
生活困窮者自立支援事業	市民	心身の状況、地域社会からの孤立といった様々な問題を察知し、生活困窮の状況に応じた支援が包括的・早期的に行われるよう、関係機関等と連携し情報の共有化を図り、支援の幅を広げます。	福祉課
生活保護業務	市民	生活に困窮する人に対し、背景にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図り、困窮の程度に応じて必要な保護を行いながら、最低限の生活を保障するとともに、自立を促します。受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課

7 勤務問題の解消に向けた支援

【方向性】

働く方の心身の健康を守るためには、過労やハラスメントなど就労に関する悩みやストレスにより、追い詰められてしまうことがないよう働きやすい職場環境を整えることが求められています。

本市では、2018（平成30）年～2022（令和4）年において40歳代・50歳代の男性の自殺が課題となっており、その背景には、失業（退職含む。）や配置転換といった勤務関係での問題が起こっていると推測されます。

本計画では、職場におけるストレスチェックやメンタルヘルスに関する取組を引き続き行うとともに、地域における勤務問題の解消の働きかけを行います。



厚生労働省：こころの耳

厚生労働省が提供する「こころの耳」は、誰でも利用できるサービスで、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者等に向けて、メンタルヘルスケアに関する様々な情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

「働く方」「ご家族の方」「事業者の方」「部下を持つ方」「支援する方」の5つに情報を分類し、対象者別のおすすめコンテンツやストレスセルフチェックなどを案内します。



ストレスを抱えすぎることなく、いきいきと仕事に取り組むためには、働く方一人一人が自らのストレスの状況に気付き、対処（セルフケア）をすることが大切です。

お一人で悩まず、まずは「こころの耳」をご利用してみてください。



【取組内容】

①勤務問題の解消に向けた支援

取組	対象	内容	担当課
市職員の健康管理	市職員	新規採用職員研修やメンタルヘルス・ハラスメント研修等の機会を通じて、より良い職場環境づくりに努めます。また、職員ストレスチェックにより、うつ病等の早期発見と個別支援につなげ、職員が自らの心身の状態に気付くための取組を行います。さらに、市職員を対象に産業カウンセラーによる相談を毎月実施し、悩みや不安の軽減も図ります。	総務課
ストレスチェック業務	教職員	市内小・中学校の全教職員に対しストレスチェックを実施し、心身の不調の早期発見、早期治療に努めます。また、教職員が50人以上の学校には産業医を配置し、毎月実施する衛生委員会を活用しながら職場環境の改善を図っていきます。	学校教育課
市内企業への情報提供と働きかけ	市内企業	市広報紙に、長時間労働やメンタルヘルスについての記事を掲載するとともに、伊予商工会議所、双海中山商工会及び各事業所への情報提供や勤務問題解消に向けた働きかけを行います。	健康増進課 商工観光課

第5章 計画の推進体制



1 計画の周知

「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すためには、一人でも多くの市民に自殺対策への関心を持ってもらい、行動に移してもらうことが重要であることから、本市ではチラシや広報紙・ホームページ等を活用し、市民に対して本計画の周知を図ります。また、チラシについては、各課や関係機関等を通じて配布することに加え、各課が実施する事業とタイアップし、広く周知することによって本計画の認知度・知名度の向上を図ります。

2 推進体制

関係機関等で構成する「伊予市自殺対策計画策定審議会」を開催し、関係機関等との連携による対策検討や各分野における取組の推進に努めます。

また、2024（令和6）年度からは、庁内に「伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議」を設置し、市における総合的な対策を引き続き推進します。

伊予市自殺対策計画策定審議会

関係機関等で構成し、各機関の取組状況の報告、連携強化、各種施策の進捗及び検証など地域全体での取組を協議する場

【構成員】学識経験者、市長が認めた団体の関係者、公募による市民行政に携わる者、その他市長が必要と認める者



連携・情報共有

伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議

庁内における関係部課長で構成し、各取組の進捗報告や連携強化、目標数値の検証・改善など市における総合的な対策を検討する場

【構成員】総務部長、市民福祉部長、教育委員会事務局長、総務課長
福祉課長、子育て支援課長、長寿介護課長、市民課長
学校教育課長、社会教育課長



1 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)

(最終改正:平成28年法律第11号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

(2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 （略）

2

伊予市自殺対策計画策定審議会条例(平成30年伊予市条例第1号)

(設置)

第1条 本市における自殺対策計画の策定等に関し、必要な調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市自殺対策計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が認めた団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 行政に携わる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 伊予市自殺対策計画策定審議会委員名簿

2025（令和7）年2月1日現在

	氏名	所属
会長	田中 美和	伊予医師会 伊予市支部
副会長	中平 洋子	聖カタリナ大学
委員	竹本 厚良	司法書士会
//	水谷 公宜	愛媛産業保健総合支援センター
//	出来 和人	伊予市社会福祉協議会
//	坂田 雅子	伊予市地域包括支援センター
//	西田 洋一	伊予商工会議所
//	白石 由起	愛媛県中予保健所 健康増進課
//	東 宏幸	愛媛県伊予警察署 生活安全課
//	石井 宗徳	伊予消防等事務組合 伊予消防署
//	相原 勝	伊予市校長会
//	空岡 直裕	伊予市市民福祉部

4 相談窓口について

“ひとりじゃないよ”

ひとりで悩みを抱えていませんか？
 私たちは、あなたの気持ちを理解し、支えるためにここにいます。どんな小さな悩みでも、話すことでこころが軽くなることがあります。周囲の人や専門の相談機関にぜひ声をかけてみてください。

あなたは大切な存在です。こころの健康を守るために、一緒に歩いていきましょう。



こころに関する相談窓口		
<p>伊予市保健センター</p> <p>月～金曜日 8:30～17:15 (保健師による来所相談は要予約) ※「こころの健康相談(精神保健福祉士、精神科医師)」は別途前日までに要予約</p> <p>☎ 089-983-4052</p>	<p>中予保健所</p> <p>月～金曜日 9:00～17:00 (来所相談は要予約)</p> <p>☎ 089-909-8757</p>	<p>愛媛県心と体の健康センター</p> <p>月～金曜日 8:30～17:15 (来所相談は要予約)</p> <p>☎ 089-911-3880</p>
<p>こころのダイヤル (愛媛県心と体の健康センター)</p> <p>月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00</p> <p>☎ 089-917-5012</p>	<p>社会福祉法人 愛媛いのちの電話</p> <p>毎日 12:00～24:00</p> <p>☎ 089-958-1111</p>	<p>NPO 法人 こころ塾</p> <p>月～金曜日 10:00～15:00</p> <p>☎ 089-931-0702</p>
<p>NPO 法人 松山自殺防止センター</p> <p>月・水・金曜日 20:00～23:00</p> <p>☎ 089-913-9090</p> <p>≪自死遺族のつどい≫ 毎月第1土曜日 13:30～16:00</p> <p>☎ 089-941-1890</p>	<p>一般法人 日本いのちの電話連盟</p> <p>毎日 16:00～21:00 毎月10日のみ 8:00～翌朝8:00</p> <p>なやみ こころ ☎ 0120-783-556</p>	<p>こころといのちのライン相談 (愛媛県)</p> <p>日・水・木曜日 18:00～22:00 (最終受付 21:30)</p> <p>☎ LINEのアカウントにつながります</p> 



子ども・いじめに関する相談窓口



伊予市こども家庭センター

月～金曜日
8:30～17:00

089-989-6226

24時間子供 SOSダイヤル (文部科学省)

24時間いつでも

なやみおう
 0120-0-78310



福祉に関する相談窓口



福祉まると相談窓口 (伊予市)

月～金曜日
8:30～17:00

089-982-7330

人権相談 (伊予市)

相談日時・場所は
毎月広報「いよし」に掲載

089-982-7330

伊予市障害者相談支援センター

月～金曜日
8:30～17:00

089-983-6224



介護に関する相談窓口



伊予市地域包括支援センター

月～金曜日
8:30～17:15

089-909-6260

なかやま幸梅園

月～日曜日
8:30～17:00

089-967-1605

双海タなぎ荘

月～金曜日
8:30～17:30

089-986-0131



男性・女性・DVに関する相談窓口



愛媛県男女共同参画センター

火～金曜日 8:30～17:30
土・日曜日 8:30～16:30

089-926-1644

DV相談^{プラス} (内閣府)

24時間いつでも

つなく はやく
 0120-279-889





職場に関する相談窓口



一般社団法人
日本産業カウンセラー協会
四国支部

月～金曜日
9:00～16:00

☎ 089-945-8110

(カウンセリングルーム予約専用)

愛媛産業保健総合支援センター

月～金曜日
8:30～17:15

☎ 089-915-1911

愛媛労働局
総合労働相談コーナー

月～金曜日
9:00～17:00
(12:00～13:00を除く)

☎ 089-935-5208

松山総合労働相談コーナー

月～金曜日
9:00～17:00
(12:00～13:00を除く)

☎ 089-927-5150



多重債務に関する相談窓口



伊予市消費者相談窓口

月～金曜日
8:30～17:15
(12:00～13:00を除く)

☎ 089-982-1289

法テラス愛媛

月～日曜日
9:00～17:00

☎ 0570-078396



※相談窓口は、原則、土・日曜日、祝休日及び年末年始は休みです。

※予約が必要な場合もあります。

2024（令和6）年12月現在

第2次伊予市自殺対策計画

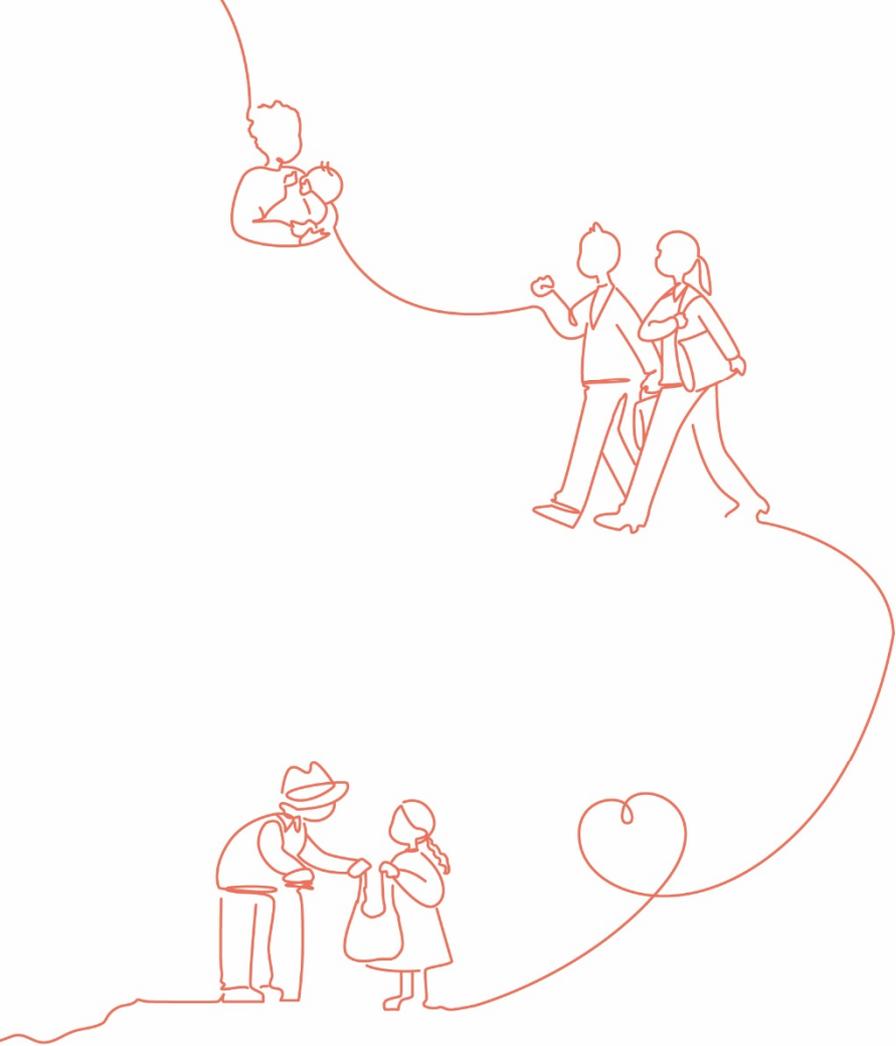
令和7年度～令和12年度

発行年月：令和7年3月

発行：伊予市 市民福祉部 健康増進課

〒781-2193 愛媛県伊予市尾崎3-1

電話：089-983-4052 FAX：089-983-5295



第2次伊予市自殺対策計画

2025年3月発行

発行：伊予市 市民福祉部 健康増進課

〒799-3127 伊予市尾崎3番地1

電話：089-983-4052

FAX：089-983-5295

